



平成26年3月26日

各 位

会 社 名 ケンコーコム株式会社
代表者名 代表取締役 後藤 玄利
(コード番号 3325 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 樋口 宣人
執行役員管理本部長
TEL 092-737-0824 (代表)

当社取締役及び監査役に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第238条、第239条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び監査役に対するストックオプション報酬としての新株予約権につきまして、下記のとおり発行することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を付与する理由

当社取締役に対して、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、また当社監査役に対して、適正な監査に対する意識を高めることを目的として新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の名称

第23回新株予約権

(2) 新株予約権の割当対象者及び割当数

当社取締役 2名 70個

当社監査役 3名 9個

(3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 7,900株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当社が合併を行い新株予約権が継承される場合、または会社分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整をすることができるものとする。

(4) 発行する新株予約権の総数

79個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、上記（3）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(5) 新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込を要しないものとする。なお、払込を要しないとは、有利発行には該当しない。

(6) 割当日

平成26年4月25日

(7) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の1個当たりの払込みをすべき金額は、1株あたりの払込価額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所マザーズ市場における当社株式普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたりの払込金額」を「1株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。

上記の他、割当日後に当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

(8) 新株予約権の権利行使期間

平成28年4月26日から平成35年4月25日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(11) 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当を受けた当社の取締役および監査役は、権利行使時において当社の取締役および監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合は、この限りでない。

(12) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使する前に、前号に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が(6)の権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき、又は禁固以上の刑に処せられたときは、新株予約権は無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社の常勤もしくは非常勤の役員又は使用人に就任したときは、新株予約権は無償で取得することができる。ただし、書面による当社取締役会の事前の承認を得た場合は、この限りでない。
- ⑤ 新株予約権者が新株予約権引受契約書の規定に違反したとき、又は不正行為もしくは職務上の業務違反行為や懈怠があった場合、新株予約権は無償で取得することができる。

以 上